

令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（基金運用推進員） 採用選考案内（財務部財政課）

- ・受付期間 令和8年 2月16日（月）～令和8年2月25日（水）〔必着〕
- ・一次選考 令和8年 2月26日（木）～令和8年2月27日（金）
- ・二次選考 令和8年 3月 3日（火）
- ・任用期間 令和8年 4月 1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 財務部財政課（兵庫県庁2号館）

※ 新庁舎等整備に伴い、年度途中に本庁舎の仮移転による勤務地の変更があります。

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人 員	主な職務内容	勤務形態
基金運用推進員	1 人	県が保有する基金の管理・運用 に関する事務	週29時間 (原則 7時間15分×週4日)

2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (4) 金融機関や証券会社等における勤務・運用経験を有する方
- (5) Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- (6) その他、職務に必要な知識、能力等を有する方

3 選考方法

- (1) 選考方法
 - ① 一次選考 所定の応募書類による選考
 - ② 二次選考 面接による選考
- (2) 二次選考日時

令和8年3月3日（火）

※ 試験時間・場所は、一次選考合格者に対し別途お知らせします。

〔 申込者多数の場合、上記以外の試験日程になることがあります。 〕

4 申込方法及び申込先

受付期間内に下記まで持参、郵送またはメールで所定の応募書類(写真添付)を提出してください。
持参または郵送の場合、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

【申込先】

兵庫県財務部財政課（兵庫県庁第2号館8階）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL:078-362-3081

Eメール: zaiseika@pref.hyogo.lg.jp

※申込者には、試験日時、会場等をご連絡します。

5 選考結果

応募者全員に文書、電話またはメールで通知します。

6 採用予定時期

- (1) 採用日は原則として令和8年4月1日（水）です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

（任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額169,100円～192,300円

※ 報酬額の算定は、民間企業や国、自治体における職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計4.65月（6月期 2.325月、12月期 2.325月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (5) 勤務時間

週29時間（原則 7時間15分×週4日）

※ 在宅勤務制度あり（PC、携帯電話貸与）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週3日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※ 週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。